

信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
3－4－6 <u>産業活力再生特別措置法</u>に関する留意事項 <u>我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（平成 15 年 4 月 10 日付経済産業省告示第 129 号）、産業活力再生特別措置法の施行に係る指針（平成 15 年 4 月 9 日付内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第 1 号）</u>について、信託会社への適用に際しては、以下の点に留意するものとする。 (1)「売上高」については、「信託報酬」と読み替えて適用するものとする。 (2)「販売費が 5 %以上低減される場合」については、例えば信託報酬の一単位当たりの経費が 5 %以上低減される場合をいう。 (3)「従業員 1 人あたりの付加価値額」については、例えば、事業報告書中の「営業利益」、「給料」、「固定資産減価償却費」の和を従業員数で除すことにより算出するものとする。	3－4－6 <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u>に関する留意事項 <u>我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（平成 21 年 6 月 22 日付経済産業省告示第 214 号）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針（平成 21 年 6 月 22 日付内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）</u>について、信託会社への適用に際しては、以下の点に留意するものとする。 (1)「売上高」については、「信託報酬」と読み替えて適用するものとする。 (2)「販売費を 5 %以上低減させること」については、例えば信託報酬の一単位当たりの経費が 5 %以上低減される場合をいう。 (3)「従業員 1 人あたりの付加価値額」については、例えば、事業報告書中の「営業利益」、「給料」、「固定資産減価償却費」の和を従業員数で除すことにより算出するものとする。